

公益財団法人 日本ライフセービング協会
専門委員等の謝金並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の業務として行なわれる会議に出席する場合の専門委員等の謝金及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規程は、次の者（以下「専門委員等」という）に対して適用する。

- (1) スーパーバイザー及びメディカルダイレクター
 - (2) 事業本部の副本部長
 - (3) 専門委員会の委員長及び専門委員
 - (4) 専門室の室長及び専門委員
- 2 就業規程に定める職員においては、別途定めるものとする。

(対象の会議)

第3条 会議とは、次のものをいう。

- (1) 事業本部の会議
 - (2) 専門委員会の会議
 - (3) 専門室の会議
 - (4) その他、本部長及び事務局長の認める打合せ。
- 2 理事長若しくは理事長の指示を受けた専門委員等が法人の運営上必要な諸会議に準ずる業務にあたった場合も同様とする。

(会議の謝金)

第4条 前条の会議に出席する場合は、次の謝金を支払う。

- | | | |
|---------------------------|-------|--------|
| (1) スーパーバイザー及びメディカルダイレクター | 1回あたり | 8,500円 |
| (2) 事業本部の副本部長 | 1回あたり | 5,000円 |
| (3) 専門委員会の委員長及び専門委員 | 1回あたり | 3,500円 |
| (4) 専門室の室長及び専門委員 | 1回あたり | 3,500円 |
- 2 専門委員等においては、1日に2回以上の会議あるいは1日拘束に該当すると事務局長が判断する場合は、2回分として計算するものとする。
- 3 1日拘束とは、6時間を超えるものとする。

(会議の費用)

第5条 第3条の会議に出席する場合の交通費及び宿泊費は、実費の支払いとする。ただし宿泊費の限度額は次の通りとする。

- | | | |
|---------------------------|-------|---------|
| (1) スーパーバイザー及びメディカルダイレクター | 1泊あたり | 12,000円 |
| (2) 事業本部の副本部長 | 1泊あたり | 10,000円 |
| (3) 専門委員会の委員長及び専門委員 | 1泊あたり | 10,000円 |
| (4) 専門室の室長及び専門委員 | 1泊あたり | 10,000円 |

(細則)

第6条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改 廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。

附則 1 本規程は、2018年6月30日から施行する。

附則 2 本規程は、内閣総理大臣より公益認定を受けた日から施行する。